

しては、なお一層の努力が必要であらうと思っております。

次に、第二款の地方譲与税につきまして、対前年度比は、三百五十六万五千円、五・六％のそれぞれ増収となっております。第一項の自動車重量譲与税につきましては六・九％、それから地方道路譲与税につきましては三・九％のそれぞれ伸びを示しております。

それから第三款の自動車取得税交付金は、対前年度比が一十九万三千五百円、一三・二％のそれぞれ伸びとなっております。

それから、第四款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、前年度に比べて三千三百五十三万七千円、三％の増というふうに相なっております。

それから、第五款の地方交付税でございますが、前年度に比べて一億六千五百九十九万四千円、七・八％、それぞれ増加となっております。

それから、第六款の交通安全対策特別交付金につきましては、前年度に比べて四十二万四千円の減収となっておりますけれども、これはこれの原資であります交通反則金が、全体で一四・三％

ほど減っておりますので、そういう関係であらうと思われています。

それから、第七款の分担金及び負担金でございますが、これは前年度に比べて二千四百三十二万八千円、二・五％のそれぞれ減収でございますが、第一項の分担金につきましては、旧福生地区消防組合 債の償還分担金で、これは増減ございませんが、第二項の負担金で二千四百三十二万八千円、前年度に比べて減っておりますが、これは西住宅地区周辺排水路整備事業——これにつきましては、今後俗称の本町幹線と言わしていただきますけれども——本町幹線に関する下水道会計からの負担金の減額によるものでございます。また、収入未済額は、本町幹線事業の一部が五十七年度に繰り越されますので、いわゆる繰越明許に対する財源となっております。

次に、第八款の使用料及び手数料でございますが、これは対前年度比が三千六百二十八万二千円、四七・六％ほどのそれぞれ伸びでございますけれども、これは第一項の使用料におきまして、市営住宅の建てかえによる、新しいものによる使用料と、それからテニスコートの

使用料の増加が主なものでございます。それから、第二項の手数料料につきましては、五十三万一千円ほど前年度に比べて減っておりますけれども、これは衛生手数料料の減額であります。特定事業所のごみ減量の推進と、それから便所の水洗化によるし尿処理手数料の減額が主なものでございます。

それから、次に七ページに移らせていただきますけれども、第九款の国庫支出金につきましては、前年度に比べて一億四千四百六十二万六千四・七・三％ほどの増額となっておりますけれども、これは第一項の国庫負担金に占まして二〇％ほど前年度に対して伸びておりますが、これは生活保護費の負担金収入が主な伸びとしております。それから、第二項の国庫補助金に占ましては、三千二百十二万七千円ほど伸びておりますけれども、これは国庫補助金全体収入の中には、前年度の繰越事業費の充当財源、すなわち本町幹線等、一小講堂、あるいは学供、そううものの収入としまして、五億八千二百三十七万六千円ほど入っております。また、未収金の三億

円につきましては、本町幹線工事の繰越明許の充当財源であります。

国庫補助金の収入で、前年度に比べて増加した主なものとしたしましては、教育費の国庫補助金、それから消防費の国庫補助金、それから民生費の国庫補助金等がふえておりますけれども、逆に、前年度に比べて減ったものとしたしましては、土木費国庫補助金が減っておりますけれども、これは五十五年度に占ましては、市営住宅の建てかえ工事等がありまして、その収入があった関係で、これが土木費としては今年はおさまるので減っております。それから九条の調整交付金の関係で四百五十一万円ほど減っております。

それから次に、第十款の都支出金でございますが、これは前年度に比べて一千五百三十二万六千円ほどふえておりますけれども、これは第一項の都の負担金に占まして、九百七十九万二千円ほどふえておりますけれども、これは民生費関係の都の負担金の増加が主たるものでございます。第二項の都補助金につきましては、一千四百四万二千円ほど

前年度に比べてふえておりますけれども、これは総務員の補助金関係、すなわち市町村の調整交付金及び振興交付金等が主な増加でございます。それから、民生費の補助金で一千七百六十五万七千円ほどふえております。

それから、逆に減ったものとしては、先ほど国庫補助金のことでも申し上げましたけれども、市営住宅の建てかえの関連工事で減っております。それから、第三項の委託金もやはり前年度に比べて五百五十万七千円ほど減っておりますけれども、これは選挙費の委託金でございます。五十五年度には衆参議員の選挙がありまして、五十六年度には都議の選挙、そういうことだけでございまして。

それから、第十一款の財産収入でございますけれども、財産収入は、前年度に比べて一億八千万一千円ほどふえておりますけれども、これは第一項の財産運用収入で九千二十万二千円ほどふえておりますけれども、この主なふえたものは、基金の積立金に対する利子

収入でございます。それから、第二項の財産売却収入が一千万六十八万四円ほどふえておりますけれども、これは主として廃道敷の土地売却収入によるものでございます。

次に、第十二款の寄附金におきましては、五千六百六十六万二千円ほどふえておりますけれども、これは土地開発指導要綱に基づく教育施設に対する寄附金収入でございます。

それから、第十三款の繰入金でございますけれども、これは八億五千五百六十六万四千円ほどふえておりますけれども、これは第一項の特別会計繰入金、土地画整理事業会計からの繰入金、百四十六万三千円が前年度に比べてふえております。それから第二項の基金繰入金が一億四千九百九万三千円ふえておりますけれども、これは御案内のとおり、仮称第八小学校建設基金からの繰入金、それから退職手当特別負担金準備基金からの繰入金が主たるものでございます。

それから、第十四款は、前年度からの繰越金でございます。

それから、第十五款の諸収入におきましては、一千九百三十万二千円ほど前年度に比べてふえておりますけれども、これの主なふえたものとして、第五項の雑入で四千四百五十七万一千円ほどふえておりますけれども、これは主なものは国民年金の印紙の売払代金が多くなつておりました。あと第一項の延滞金・加算金及び過料、それから二項の市預金利子等がふえております。第三項の貸付金元利収入、これはシルバーセンターの運用資金の一時貸付と、中小企業振興資金の委託金でございますので、これは前年度と同じで増減はございません。

次に、第十六款の市債でございますが、市債は前年度に比べて五千九百四十万ほど減っておりますけれども、収入消額の中には、前年度からの繰越事業充当財源としての五千七百五十万円が入っております。

以上で歳入についての説明を終らせていただきます。次に歳出の説明に移らせていただきます。九ページをお開

きいただきます。と思います。

人件費につきましては、各款にわたっておりますので、最初に統括的に申し上げまして各款ごとの説明は省略させていただきますが、まず人件費の中では報酬では前年度に比べて百・一％ほど、それから給料につきましては七・三％、それから諸手当で五・二％、この三つを平均しますと、前年度に比べて、この三つの直接的な人件費としては六・五％ほどふえております。金額にいたしまして一億一千二百四十五万三千円ほどふえております。

それでは、まず第一款の議会費でございますけれども、執行率は九・九二％で、前年度に比べて一千三百九万六千円、八・八％程度の伸び率になっております。

それから、第二款の総務費でございますけれども、執行率は九・九％で、前年度に比べて二億二千五百三万六千円、二・七％程度の伸び率になっております。第一項の総務管理費におきましては、前年度と比べて三・三・四％ほどの増となっておりますけれども、こ

れは御案内のとおり、庁舎の暖冷房工事、それから庁舎の増築基金の積み立て、それから退職特別負担金準備基金積立金等が主たるふえたものでございます。

それから、第二項の徴税費につきましては、二千四百八十六万七千円ほど対前年度比で増加となっておりますけれども、これは税の過誤納還付金を、従来、総務管理費の諸費に組んでおりましたけれども、当該年度から、この徴税費に組みかえたというよりな、これが主な理由でございます。

それから、第三項の戸籍住民基本台帳費では、七百十一万八千円ほど減っておりますけれども、前年度におきましては、印鑑の自動検索機とか、あるいは火葬場組合負担金などが減っております関係で、この第三項では総体的にたまたま申し上げました数字が減っておりますというわけでございます。

それから、第四項の選挙費では、やはり一千二百七十四万四千円ほど対前年度比で減っておりますけれども、これはやはり選挙の関係で

ございます。

それから、第五項の統計調査費でも一千六十九万六千円、五・八%ほど前年度に比べて減っておりますけれども、これは前年度は国勢調査がございました関係で、本年度はそういうものがな、というようなことで減っております。

それから、第三款の民生費につきましては、執行率は九八・一%、対前年度費では二億五千二百八十三万四千円、一・九%ほどの増加となっておりますけれども、第一項の社会福祉費におきましては一・三・九%ほどの伸びとなっておりますけれども、これは御案内のとおり、れんげ作業場の関係がふえております。それから、身体障害者福祉手当、それから同じく身体障害者の援護措置費、それから老人医療費、それから国民年金印紙代費等が、それぞれ前年度に比べてかなり伸びております原因であります。

それから、第二項の児童福祉費におきましては、三千四百十九万四千円ほどふえておりますが、これはふえたものとしましては、児童措置

委託料が二千九百六十七万四千ほどふえておりますが、逆に減少したものといたしましては、児童手当におきまして五百五十一万三千四千ほど減っております。また、民間保育所建設費補助金として八百七十七万八千四百ほど減っております。

それから、第三項の生活保護費におきましては、九千九百六十九万四千四百ほどふえておりますけれども、これは生活扶助費の増加でございます。

それから、第四項の災害救助費が九十八万四千ほど減っておりますけれども、これは前年度は、御案内のとおり富士山の遭難事故がありました関係で前年度は百万四千ほどふえておりますが、今年度はそういうものがな、ということに減っております。

次に、第四款の衛生費でございますが、九九・二%の執行率でございます。対前年度に比べて八千九百五十三万九千四百ほど伸びておりますが、第一項の保健衛生費におきまして、二千九百三十九万一千四百ほどの増加となっておりますが、これは新たに当該年度から

子宮がん検診委託が始まって五十九万六千四百ほどふえております。

そのほか、麻疹の接種委託料、それから、テレビ共同受信施設の関係、これが新たにふえております、これが二千九百九十一万四千ほどふえております。

それから、保健衛生センターの便所の公共下水道への切りかえ工事として百六十万四千ほど、これが新しくふえております。こんな関係で、保健衛生費が三九・二%ほど前年度に比べて増加しているというところでございます。

それから、第二項の清掃費につきましては、六千四百八千四百ほど前年度に比べてふえておりますけれども、これは主としてウエイトは何かと申しますと、衛生組合への地方交付税の配分金、それから広域処分組合への負担金、それから塵芥収集の委託料、それから不燃物の収集委託料、それから粗大ゴミ中間処理施設の工事費がふえております。また、減っておりますものとしては、し尿処理委託料が七百八十万ほど減っております。こういう関係が、清掃費の主たる増減の関係でございます。

第五款の労働費につきましては、九八・七％の執行率でございますけれども、これは百六十七万五千円ほど減っておりますけれども、当年度におきましては、事務職員一人の退職があった関係で人件費が前年度に比べて減っております。西多摩勤労者福祉協議会補助金が五万四千円ほど前年度に比べて減っております。第六款の農林水産業費でございますが、これは執行率が九八・五％で、これもやはり前年度に比べて九十四万二千円ほど減っておりますけれども、これは樹林地等の保全奨励金と、それから苗木育成の委託料、それからアメリカシロヒトリ防除のアルバイト賃金等が減っております関係が主たるものでございます。

それから、第七款の商工費でございますが、執行率が九八・九％で、前年度に比しての増加額は三十二万七千円で僅少でございますが、これは減ったものとしては七夕祭りの委託料で五万四千円、それから商工会の補助金で三万四千円ほど減っております。商工会の補助金につきましては、人件費、事業費分は増加しておりますけれども、

西口開発の協議会の関係等で、これは前年度に比べて総体で、商工会補助金という名のもとでは三万四千円ほど減っておりますことでございます。

次に、第八款の土木費でございますが、執行率は八六・五％で、これも前年度に比しますと二千七百四十円ほど減っておりますけれども、まず第一項の道路河川橋梁費では一億四千四百七万四千円ほど増加になっております。増加になったものは、道路補修工事費で百五十万四千円ほど、それから緊急道路改良工事費で一億二千三百三十三万四千円ほど、それから交通安全施設の工事費と、それに伴う電灯料などの増加で、一千八百六十八万七千円ほどふえております。逆に減ったものとしては、道路用地の買収費並にに補償関係で、四百七十七万一千円ほど、それから、道路新設改良工事費で五百六十二万四千円ほど、それぞれ前年度に比べて減っております。

それから、第二項の都市計画費におきましては、二億四千二十二万円の増加となっておりますけれども、これは御案内のとおり、福生駅

西口周辺まちづくりの調査委託料が二千七百万円という事で新たに設けられたものでふえております。それから、土地区画整理事業会計の繰出金も、前年度に比べて五百万円ほどふえております。それから、下水道事業会計の繰出金も前年度と比べて一億一千四百二十万円ふえております。それから、仮称玉川上水緑地、仮称加美地区の緑地、仮称熊牛緑地等の新設、あるいは整備工事の関係で緑地整備費の全体で三億一千八百九十九万円ほどふえております。そういうものが、この都市計画費のふえた主なものでございます。前年度に比べて減っているものとしては、公園整備の工事費の件数が少なくなっておりますので、公園整備費全体で七千四百六十二万円ほど減となっております。それから、本町幹線で一億五千四百五十六万円が減っておりますものが主なものでございます。それから、第三項の住宅費では、四億五千三百三十六万円ほど減っておりますが、これは歳入でも御説明申し上げましたが、市営住宅の建てかえ工事が五十五年度にはあつたという事でございまして、

それから、次の十一ページにございまして第九款の消防費でございすけれども、全体で九八四万の執行率でございすすが、これも四百三十五万一千円ほど前年度に比べて減っておりますけれども、消防事務費の都の委託費の負担金は、五千三百五十四万六千円ほど前年度に比べてふえておりますけれども、災害対策用としたしましての備蓄庫工事費で百八十三万円ほど前年度に比べて減っております。それから、備品の購入費で百六十四万七千円ほど減しておりますし、それから、前年度は一分団の車庫の用地とか、防火用貯水槽などがありまして、これが今年度はありませんので、そういうものが減つておるといふうなことで、全体で相殺をしまして五千七百七十二万四千円ほど減つておるといふ事でございす。

それから、第十款の教育費におきましては、執行率が九九％でございまして、前年度に比べますと十億八千四百九十六万円、四七・二％ほどの伸びでございすけれども、まず第一項の教育総務費におきましては、これは人件費の伸びでございすが、第二項の小学校費、

で十三億八千二百九十九千円ほど伸びておりますけれども、これは学校整備費十三億八千八百十一万五千円増加しておりますけれども、これは第一小学校の四期工事、それから第七小学校の三期工事の増築工事、それから一小、二小の——一小は繰越明許の関係でございなければいけません。二小の講堂の防音改築工事、それから四小のプール改良工事、それから三小の除湿工事、それから仮称八小用地の取得に要した経費等で、主に小学校費におよぶはふえております。それから、第三項の中学校費におきましては、三億三千二百七十九万四千ほどの対前年度比の減でございすけれども、前年度は一中の三期工事、それから二中の六期の増築工事、それから二中の講堂防音改築工事などがありました。五十六年度は、三中の増築三期工事のみの関係で、学校整備費関係で三億四千八百九十九千円ほど減っておりますのが主たる原因でございす。それから、第四項の学校給食費につきましては、一億三千二百五十六万七千円ほど減っておりますけれども、これは前年度におき

ましては、第一給食センターの建設がありましたので、本年度はそういうことがないということで、そういう関係で減っております。

それから、第五項の社会教育費におきましては、一千三百六十一万四千円ほどふえておりますけれども、これは地域会館がたぐんふえておりますが、そういう関係で地域会館の管理費の増加によるものが主たるものであります。

それから、第六項の保健体育費におきましては、一億四千七百八万七千円の対前年度比の増でございす。これは市営水泳場の管理棟の建設に要する経費がその主たるものでございす。

次に、第十一款の公債費でございす。これは九九・九%の執行率でございまして、前年度に比べますと、七千三百三十四万四千円、一五・八%の増でございすけれども、これは元金におきまして八万四千円、利子におきまして三千三百二十三万七千円の、それぞれ対前年度比の増加でございす。

それから、第十二款の諸支出金につきましては、執行率一〇〇%

でございますが、前年度に比べて一億四千五百七十四円の増でございますが、これは都市施設整備基金積立金として三億一千四百九十五万八千四百七十四円の増、それから仮称第八小学校建設基金の積み立て、これはあべこべに二億一千七百二十九万四の減ということで相殺しますと、先ほど申し上げました数字に相なるといえます。

それから、第十三款の予備費におきましては、直接な支出はございませぬけれども、総務費へ三十八万六千四百、民生費へ二百七十三万一千四百、衛生費へ百二十万七千四百、教育費へ百六万四千四百、合計五百二十万八千四百、それぞれ予備費補充をしております。

以上、大変雑駁な説明でお聞き苦しいところがあるかと思っておりますけれども、何とぞ慎重御審査の上、原案御認定くださいますようお願いいたします。内容説明にかえらせていただきますと思っております。

○議長（末次性男君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を願います。

（監査委員、母貝井喜代次君 登壇）

○監査委員（母貝井喜代次君） 御指名でございますので、昭和五十六年度福生市一般会計の歳入歳出決算の審査結果について報告させていただきます。

詳しいことは、すでにお手元に御配付の決算審査意見書を御参照願うこととし、ここでは補足的な意見を申し上げてみたいと思っております。地方自治法の二百三十三条、第二項の規定により、市長から決算の審査依頼を受け、法百九十九条第三項の定期監査を今般、十日間にわたり関係部課長及び担当係長の出席を求め審査を実施いたしました。

なお、決算審査に先立って実施した定期監査及びこの会計年度に初めて実施いたしました財政援助団体の監査結果は、審査報告とは別途報告いたしますので、あらかじめ御了承願います。審査に当たっては、市長から提出された決算書類が、法令等に準拠し調製されているか、否かを検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に執